

## ○ 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障  
⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

### 最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

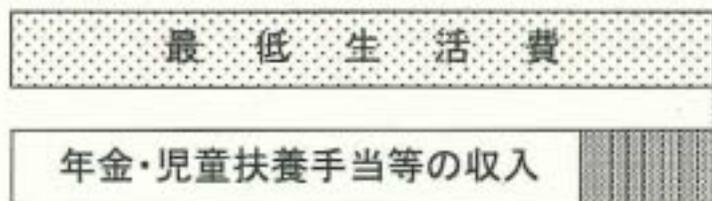
- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



- ◇保護の開始時に調査  
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)
- ◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。  
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを消費した後に保護適用となる。

### 自立の助長

- ・ケースワーカーの月1回の家庭訪問等による就労指導
- ・福祉事務所とハローワークの連携強化
- ・福祉事務所への就労支援員の増配置

## ○ 生活保護基準の内容

生活保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。  
(生活保護法第8条第2項)

生活を営む上で生じる費用	対応する 扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用（年齢別に算定） ②光熱水費等の世帯共通的費用（世帯人員別に算定） を合算して算出。 特定の世帯には加算がある。（障害者加算等）
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払（本人負担なし）
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用 (高等学校等に就学するための費用を含む。)	生業扶助	〃
葬祭費用	葬祭扶助	〃

### ※勤労控除

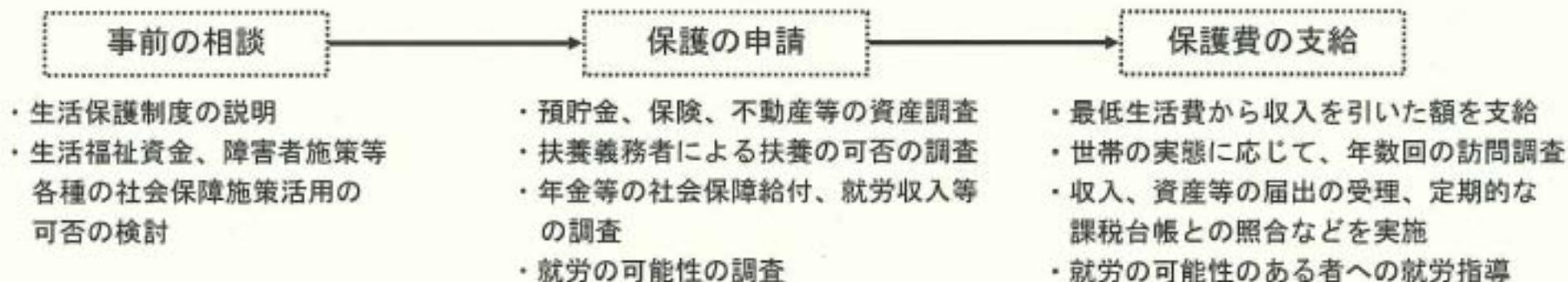
就労収入のうち一定額を控除する仕組みであり、就労収入額に比例して控除額が増加。  
(就労収入8,000円までは全額控除、就労収入240,000円で基礎控除額の上限額(33,190円))

○ 生活扶助額の例（平成24年度～）

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	172,170円	135,680円
高齢者単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	121,940円	94,500円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	192,900円	157,300円

※ 児童養育加算を含む。

○ 生活保護の手続



○ 保護の実施機関と費用負担

- 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村が実施。
- 都道府県・市は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
  - ※ 福祉事務所の設置状況は、全国で1249カ所(都道府県211、市997、町村41(平成24年4月1日現在))
  - ※ 福祉事務所の所員の定数は条例で定める。ただし、厚生労働省としては、以下の数を標準数として示している。
    - (市)被保護世帯240以下の場合:標準数3・被保護世帯80増すごとに1追加
    - (都道府県)被保護世帯390以下の場合:標準数6・被保護世帯65増すごとに1追加
  - ※ 全国のケースワーカー数(生活保護担当(非常勤を含む)):14,536人(平成21年10月1日現在)
  - ※ ケースワーカー1人当たりの受け持ち世帯数:(市)92.9世帯 (都道府県) 66.1世帯 (平成21年10月1日現在)
- 保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担。

# 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

